

2月18日に労使協議会を開催し、団体交渉は3月7日・11日に開催予定

——給与減額問題、退職手当引き下げ問題をめぐる労使協議報告——

さる2月18日(月)に給与減額問題の再交渉、退職手当引き下げ問題の交渉にむけて、労使協議会を開催しました。これは、補正予算案の確定によって各国立大学法人に運営費交付金の給与削減額が内示されたことをうけ、熊本大学教職員組合が可能な事項から給与削減問題の再交渉を行なうことを要望し、熊大使用者がこれに応える形で実現したものです。

真摯に交渉してゆく意志を表明 実際にどのような姿勢で臨むかが問題

労使協議の冒頭で、まず組合から1月10日付の抗議声明「退職手当引き下げをめぐる熊大使用者の不当労働行為に断固抗議する」をどのように受け止めているか質問し、抗議の意図を改めて伝えました。これに対し、両角人事・労務担当理事が「真摯に交渉していくつもりであり、そのためにこの協議の場を設けた」と熊大使用者の意志を示しました。しかし、今後の交渉に熊大使用者がどのような姿勢で臨むか、見極める必要があります。

給与削減額相当額は10億2400万円

——熊大使用者の減額見積りよりも3億4300万円少ない減額——

熊大使用者からの情報提供によると、補正予算で確定した2012(平成24年)年度の運営費交付金削減額のうち給与削減相当額は10億2400万円であったそうです。これは2011(平成23)年度の承継職員をもとに積算した数値と同額であり、熊大使用者が当初想定していた額=最悪の削減額を想定した場合の額は13億6700万円でしたから、現実には3億4300万円少ない減額で済んだこととなります。

熊大使用者によれば、この10億2400万円の交付金減額は2013(平成25)年度も同じであるとのことですので、この数値をもとに今年度分と来年度分の給与を交渉していくこととなります。

「労働協約」を遵守して交渉してゆくことが不可欠

つづいて今年度と来年度の給与をどのようにしていくか、熊大使用者の意向と組合の見解を意見交換し、交渉の際に検討が必要な論点と資料を確認しました。

再交渉にあたっては、いうまでもなく2012年7月31日に締結した「国家公務員の給与の『臨時特例』に対応した組合員の給与の取扱いに関する労働協約」を遵守していかなければなりません。この協約には、「運営費交付金の削減額が確定して給与を引き下げ場合は、引き下げ額を最小限にするよう努力すること」という組合の要望を含意していることが使用者との間で確認されており、協約の第3条にも「その団体交渉にあたっては、甲(国立大学法人熊本大学)は、経営判断上可能な範囲において、給与水準を最大にするよう努力する…」(括弧内は引用者)と明記されています(裏面に「労働協約」の全文を改めて掲載しましたので、ご確認ください)。

当初想定していた削減額と現実の削減額の差額は、教職員の給与として還付する方針を示している国立大学法人がすでに存在しています(北海道大学、島根大学、山口大学、福岡教育大学など)。熊大使用者の場合は、どのように「給与水準を最大にするよう努力」したのか注目です。

団体交渉は3月7日・11日に開催

組合が検討を要求した4つの事項——①役員給与の引き下げ率アップ、②勤務時間の短縮、③パートへのボーナス支給、④無制限に再任を認めている教員任期制の廃止についても、検討状況が熊大使用者から説明され、意見交換を行ないました。

また、退職手当の引き下げ問題では、組合は不利益変更の遡及措置であると考えており、この論点についても交渉でとりあげることを使用者に伝えました。

以上をふまえて、学長出席のもとに団体交渉を開催し得る日程調整を行ない、とりあえず3月7日(木)と11日(月)に給与減額と退職手当引き下げに関する団体交渉を行なうことになりました。団体交渉の行方にご注目ください。

4月1日から就業規則を変更する予定の事項

労使協議会では、そのほか、この4月1日から就業規則を変更する予定の事項について情報提供が行なわれました。その事項は次のとおりです。

有期雇用職員制度にかかわって

- ・改正労働契約法の施行に対応して無期労働契約への転換の申請制度の導入。
- ・シニア教授・准教授、卓越教授の制度の導入。

休暇制度にかかわって

- ・産前休暇を8週間に(全職種を対象)。
- ・リフレッシュ休暇の創設。永年勤続表彰者が勤労感謝の日の翌日から1年の間に連続3日間の休暇とする。

通勤費の支給にかかわって

- ・医員・研修医への通勤費を支給。
- ・非常勤講師へ市内交通費を支給。

再雇用制度にかかわって

- ・高齢者雇用安定法の改正に伴い再雇用の時期と年齢を段階的に定めるよう改正。

	熊本大学教職員組合	
	No.23	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/
2013. 2. 28		

国家公務員の給与の「臨時特例」に対応した組合員の 給与の取扱いに関する労働協約

国立大学法人熊本大学（以下「甲」という。）と熊本大学教職員組合（以下「乙」という。）は、労使関係に関する労働協約（平成16年8月4日締結）第11条に基づき、平成24年7月11日開催の団体交渉において、双方が合意した給与の取扱いに関する事項に関し、次のとおり締結する。

（適用範囲）

第1条 本協約は、乙の組合員に適用する。

（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間の給与減額に関する確認）

第2条 甲は、平成24年5月11日に「次の予算編成の際に国家公務員と同等の給与削減額を算定して運営費交付金を削減する」という政府の方針が示され、文部科学省からも要請があったことを受けて対応を検討した結果、平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間、給与を減額改定して、支給する。

（団体交渉に関する確認）

第3条 甲は、政府の方針に基づく具体的な運営費交付金の削減内容が判明次第、速やかに乙に情報を提供し、前条により減額改定した給与の取扱いについて、団体交渉を行うものとする。

その団体交渉にあたっては、甲は、経営判断上可能な範囲において、給与水準を最大にするよう努力するとともに、平成24年7月11日開催の団体交渉において、乙から提示があった事項の検討状況を説明することとする。

平成24年7月31日

国立大学法人熊本大学
谷口



熊本大学教職員組合執行
磯部

